

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)(平成十六年一月一日から平成十七年十一月三十日まで)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 司法試験(第一条―第十一条)</p> <p>第二章 司法試験委員会(第十二条―第十六条)</p> <p>第三章 補則(第十七条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 司法試験</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(第一次試験の免除)</p> <p>第四条 次の各号のいづれかに該当する者に対しては、第一次試験を免除する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 (同上)</p> <p>(第一次試験の免除)</p> <p>第四条 次の各号の「」に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。</p> <p>一 三 (同上)</p>

<p>四 前三号に該当する者のほか、<u>法務省令</u>の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者</p> <p>2 (略)</p> <p>(第二次試験の試験科目等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法務大臣</u>は、試験科目中相当と認めるものについて、<u>法務省令</u>で、その範囲を定めることができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(司法試験委員会の意見の聴取)</p> <p>第六条の二 <u>法務大臣</u>は、<u>第四条</u>第一項第四号又は前条第四項の<u>法務省令</u>を制定し、又は改廃しようとするときは、<u>司法試験委員会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>(司法試験の実施)</p> <p>第七条 <u>司法試験</u>は、<u>司法試験委員会</u>が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、<u>官報</u>をもつて公告する。</p>	<p>四 前三号に該当する者の外、<u>司法試験管理委員会規則</u>の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者</p> <p>2 (同上)</p> <p>(第二次試験の試験科目等)</p> <p>第六条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 <u>司法試験管理委員会</u>は、試験科目中相当と認めるものについて、<u>司法試験管理委員会規則</u>で、その範囲を定めることができる。</p> <p>5・6 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(司法試験の施行)</p> <p>第七条 <u>司法試験</u>は、毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、<u>官報</u>をもつて公告する。</p>
---	---

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定する。

(削る)

(削る)

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法律省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によつて定める。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間の実情その他の状況に照らして必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわないように配慮しつつ、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者のうちから定めるべきものとすることができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に規定する合格者の決定方法によるべきものとするときは、当該第二次試験に係る前条の公告の時までに、その旨を告示しなければならない。これをやめるときも、同様とする。

(不正受験者)

第十条 不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとすることができる。

## 第二章 司法試験委員会

### (司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十二条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

きる。

### (新設)

### (司法試験管理委員会)

第十二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。

(削る)

(削る)

(委員)

第十三条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び法学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができ。

5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十四条 委員長は、委員の互選に基づき、法務大臣が任命する。

(任務)

第十二条の二 司法試験管理委員会は、司法試験に関する事項を適正に管理することを任務とする。

(所掌事務)

第十二条の三 司法試験管理委員会は、前条の任務を達成するため、司法試験に関する事務をつかさどる。

(委員)

第十三条 司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、法務事務次官及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務大臣が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推薦に基づき任命する。

3 弁護士たる委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 弁護士たる委員に対する報酬は、法務大臣が、財務大臣と協議して定める。

(委員長)

第十四条 委員長は、委員の互選に基づき、法務大臣が任命する。

<p>2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(司法試験考査委員)</p> <p>第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考査委員を置く。</p> <p>2 司法試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについで必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。</p> <p>3 司法試験考査委員は、非常勤とする。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員及び司法試験考査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第三章 補則</p> <p>(法務省令への委任)</p>	<p>2 委員長は、司法試験管理委員会の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。</p> <p>3 (同上)</p> <p>(司法試験考査委員)</p> <p>第十五条 司法試験は、法務大臣が、司法試験管理委員会の推薦に基づき、試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。</p> <p>2 司法試験考査委員に対する報酬は、法務大臣が財務大臣と協議して定める。</p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第十六条 司法試験管理委員会の庶務は、法務省の本省においてかさどる。</p> <p>(新設)</p> <p>(司法試験管理委員会規則)</p>
---	--

<p>第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。</p>	<p>第十七条 司法試験管理委員会は、第四条第一項第四号、第六条第四項及び第八条第二項に定めるもののほか、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>1 (同上)</p> <p>2 昭和二十四年中に限り、第一次試験は、旧高等試験令による高等試験予備試験の例に従つて行うことができる。</p> <p>3 昭和二十三年に行われた高等試験司法科試験の筆記試験に合格した者に対しては、その願により、この法律により最初に行われる司法試験の筆記試験を免除する。</p>
<p>2 高等試験の行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対しては、第二次試験中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文式による筆記試験及び口述試験を免除する。</p>	<p>4 高等試験の行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対しては、第二次試験中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文式による筆記試験及び口述試験を免除する。</p>
<p>一 憲法</p>	<p>一 憲法</p>

<p>二 刑法</p> <p>三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目</p> <p>四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目</p> <p>(削る)</p>	<p>3   高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。</p> <p>附 則 (平成三年四月二十三日法律第三十四号)</p> <p>(削る)</p> <p>この法律は、平成四年一月一日から施行する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>二 刑法</p> <p>三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目</p> <p>四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目</p> <p>5   前項の規定により短答式による筆記試験を免除されて第二次試験の論文式による試験を受けた者は、第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。</p> <p>6   高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。</p> <p>附 則 (平成三年四月二十三日法律第三十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1   この法律は、平成四年一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2   この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、同項に規定する第二次試験の短答式による試験又はこの法律による改正後の附則第五項の規定により短答式による試験を受けていたものとみなされる第二次試験には、平成四年</p>	<p>5   前項の規定により短答式による筆記試験を免除されて第二次試験の論文式による試験を受けた者は、第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。</p> <p>6   高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。</p> <p>附 則 (平成三年四月二十三日法律第三十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1   この法律は、平成四年一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2   この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、同項に規定する第二次試験の短答式による試験又はこの法律による改正後の附則第五項の規定により短答式による試験を受けていたものとみなされる第二次試験には、平成四年</p>

(削る)

以前に行われたものを含まないものとする。

3 | 司法試験法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 司法試験等（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 司法試験委員会（第十二条―第十六条）</p> <p>第三章 補則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 司法試験等</p> <p>（司法試験の目的等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。</p> <p>（司法試験の方法等）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 司法試験（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 司法試験委員会（第十二条―第十六条）</p> <p>第三章 補則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 司法試験</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（司法試験の種類）</p>

第二条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

（司法試験の試験科目等）

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者とする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。）

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。）

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者とする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目に

第二条 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

（第一次試験）

第三条 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学卒業程度において一般教養科目について短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

ついで行う。

- 一 公法系科目
- 二 民事系科目
- 三 刑事系科目

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となる者とする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。

- 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項

(第一次試験の免除)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

- 一 学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者
- 二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校

において「法科大学院課程」という。( )を修了した者、その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者、その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)( )に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。)( )においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であっても、同様とする。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)( )は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者

三 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験(以下高等試験と略称する。)( )予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者

四 前三号に該当する者のほか、法務省令の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者

2 第一次試験に合格した者に対しては、その後第一次試験を免除する。

(第二次試験)

第五条 第二次試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四条の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

- 
- 一 憲法
  - 二 行政法
  - 三 民法
  - 四 商法
  - 五 民事訴訟法
  - 六 刑法
  - 七 刑事訴訟法
  - 八 一般教養科目
- 3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。
- 一 前項各号に掲げる科目
  - 二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）
- 4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。
- 5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。
-

(削る)

(第二次試験の試験科目等)

第六条 短答式による試験は、次の三科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

2 | 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次の六科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑事訴訟法

3 | 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、次の五科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 四 民事訴訟法
- 五 刑事訴訟法

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(司法試験等の実施)

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基

4 法務大臣は、試験科目中相当と認めるものについて、法務省令で、その範囲を定めることができる。

5 第二次試験においても、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力、推理力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

6 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条の二 法務大臣は、第四条第一項第四号又は前条第四項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(司法試験の実施)

第七条 司法試験は、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に

つき、予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとするができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならぬ。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかつ

基づき、司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第九条 司法試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験の各試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつ

た場合においても返還しない。

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十二条 (略)

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験及び予備試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 (略)

3 (略)

(司法試験審査委員等)

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験審査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員(以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。)を置く。

2 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、委員会の推薦に基づ

た場合においても返還しない。

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十二条 (同上)

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 (同上)

3 (同上)

(司法試験審査委員)

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験審査委員を置く。

2 司法試験審査委員は、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うに

<p>き、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。</p> <p>3 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、非常勤とする。</p>	<p>(政令への委任)</p> <p>第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員、司法試験審査委員及び予備試験審査委員に関する事項その他委員会に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(法務省令への委任)</p> <p>第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>ついで必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。</p> <p>3 司法試験審査委員は、非常勤とする。</p>	<p>(政令への委任)</p> <p>第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員及び司法試験審査委員に関する事項その他委員会に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(法務省令への委任)</p> <p>第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。</p> <p>附則</p> <p>1 (同上)</p> <p>2 高等試験の行政科試験に合格した者(昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。)で司法試験を受けようとする者に対しては、第二次試験中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文</p>
--	--	--	---

<p>2   旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。</p>	<p>式による筆記試験及び口述試験を免除する。</p> <p>一   憲法</p> <p>二   刑法</p> <p>三   民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目</p> <p>四   民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目</p> <p>3   高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。</p>
---	--

裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、<u>少なくとも一年間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>・（略）</p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、<u>少なくとも一年六月間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>・（同上）</p>

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第一（第三条関係）							
(略)	(略)	(略)	(略)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
法務省	(削る) 公安審査委員会	(略)	(略)	法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会	(同上)	(同上)
省	委員会	(略)	庁	省	委員会	(同上)	庁

一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（平成十六年一月一日から平成十七年十一月三十日まで）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の機関又は法人	事 務	別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の機関又は法人	事 務
三十 法務省	司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による同法第五条第一項の第二次試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十 司法試験管理委員会	司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による同法第五条第一項の第二次試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

改正案	現行
<p>（情報通信技術利用法の適用）</p> <p>第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規</p>	<p>（情報通信技術利用法の適用）</p> <p>第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規</p>

則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

2 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

2 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

法務省設置法（平成十一年法律第九十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第二十六条）</p> <p>第二節 削除</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（設置）</p> <p>第五条 別に法律で定めるところにより法務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>司法試験委員会</p> <p>検察官適格審査会</p> <p>中央更生保護審査会</p> <p>（司法試験委員会）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 司法試験管理委員会（第二十七条）</p> <p>第三節・第四節（同上）</p> <p>附則</p> <p>（設置）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p>

<p>第二十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて法務省に置かれる外局は、次のとおりとする。</p> <p>( 削る )</p> <p>公安審査委員会</p> <p>公安調査庁</p> <p>第四章 外局</p> <p>第二節 削除</p> <p>第二十七条 削除</p>	<p>第五条の二 司法試験委員会については、司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>第二十六条 (同上)</p> <p>司法試験管理委員会</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>第四章 (同上)</p> <p>第二節 司法試験管理委員会</p>
<p>第二十七条 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、国家公安委員会、公正取引委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、<u>司法試験管理委員会規則</u>、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、<u>会計検査院</u>、人事院、国家公安委員会、公正取引委員会、<u>公害等調整委員会</u>、<u>司法試験管理委員会</u>、公安審査委員会又は船員労働委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、<u>公害等調整委員会規則</u>、<u>司法試験管理委員会規則</u>、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（人権委員会に対する報告）</p> <p>第六十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により厚生労働大臣又は国土交通大臣が行う報告書の作成及び送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令又は国土交通省令」とする。</p> <p>（勧告及びその公表）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における</p>	<p>（人権委員会に対する報告）</p> <p>第六十八条（同上）</p> <p>2 前項の規定により厚生労働大臣又は国土交通大臣が行う報告書の作成及び送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令又は国土交通省令」とする。</p> <p>（勧告及びその公表）</p> <p>第七十二条（同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における</p>

情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

（資料の閲覧及び謄抄本の交付等）

第七十三条（略）

2（略）

3 第一項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

（資料の閲覧及び謄抄本の交付等）

第七十三条（同上）

2（同上）

3 第一項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

<p>4 (略)</p>	<p>4 (同上)</p>
<p>(勧告及びその公表)</p> <p>第七十八条 (略)</p>	<p>(勧告及びその公表)</p> <p>第七十八条 (同上)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。</p>	<p>2 (同上)</p> <p>3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。</p>
<p>(資料の閲覧及び謄抄本の交付等)</p> <p>第七十九条 (略)</p>	<p>(資料の閲覧及び謄抄本の交付等)</p> <p>第七十九条 (同上)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 第一項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場</p>	<p>2 (同上)</p> <p>3 第一項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場</p>

合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

4  
(略)

合においては、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

4  
(同上)

改正案	現行
<p>（第一次試験の免除）</p> <p>第七条 左の各号の<u>いずれかに該当する者</u>に対しては、第一次試験は、これを免除する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 高等試験予備試験又は不動産鑑定士試験第一次試験に合格した者</p> <p>四 前二号に該当する者のほか、政令の定めるところにより、前二号の<u>いずれかに該当する者</u>と同等以上の一般的学力を有すると認められた者</p> <p>五 <u>司法試験予備試験に合格した者</u></p> <p>2（略）</p> <p>（第二次試験の一部免除）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、第二次試験の論文式による試験を</p>	<p>（第一次試験の免除）</p> <p>第七条 左の各号の<u>一に該当する者</u>に対しては、第一次試験は、これを免除する。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 高等試験予備試験、<u>司法試験第一次試験</u>又は不動産鑑定士試験第一次試験に合格した者</p> <p>四 前二号に該当する者の外、政令の定めるところにより、前二号の<u>一に該当する者</u>と同等以上の一般的学力を有すると認められた者</p> <p>（新設）</p> <p>2（同上）</p> <p>（第二次試験の一部免除）</p> <p>第九条（同上）</p> <p>2 次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、第二次試験の論文式による試験を</p>

免除する。

一～三（略）

四 前条第四項各号に掲げる科目の一又は二以上について高等試験  
本試験又は司法試験を受け当該試験に合格した者については、当  
該試験において受験した科目（司法試験においては、商法及び民  
法）

五（略）

免除する。

一～三（同上）

四 前条第四項各号に掲げる科目の一又は二以上について高等試験  
本試験又は司法試験第二次試験を受け当該試験に合格した者につ  
いては、当該試験において受験した科目

五（同上）

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>司法試験</u>に合格した者</p> <p>五 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。</p> <p>一～三 （同上）</p> <p>四 <u>司法試験第二次試験</u>に合格した者</p> <p>五 （同上）</p> <p>2～4 （同上）</p>

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第一次試験の免除）</p> <p>第六条 次の各号のい<u>ずれかに</u>該当する者に対しては、第一次試験を免除する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 高等試験予備試験又は公認会計士試験第一次試験に合格した者</p> <p>四 前二号のい<u>ずれかに</u>該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者</p> <p>五 <u>司法試験予備試験に合格した者</u></p> <p>（第二次試験の一部免除）</p> <p>第八条 次の各号のい<u>ずれかに</u>該当する者に対しては、当該各号に定める科目について第二次試験を免除する。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、<u>司法試験又は公認会計士試験第二次試験を受け、その試験に合格した者</u>につ</p>	<p>（第一次試験の免除）</p> <p>第六条 次の各号の<u>一に</u>該当する者に対しては、第一次試験を免除する。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 高等試験予備試験、<u>司法試験第一次試験又は公認会計士試験第一次試験に合格した者</u></p> <p>四 前二号の<u>一に</u>該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者</p> <p>（新設）</p> <p>（第二次試験の一部免除）</p> <p>第八条 次の各号の<u>一に</u>該当する者に対しては、当該各号に定める科目について第二次試験を免除する。</p> <p>一～三（同上）</p> <p>四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、<u>司法試験第二次試験又は公認会計士試験第二次試験を受け、その試験に合格</u></p>

民法)  
いては、その試験において受験した科目(司法試験においては、

した者については、その試験において受験した科目

二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（平成十七年十二月一日以降）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の機関又は法人	事 務	別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の機関又は法人	事 務
三十 法務省	司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による司法試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十 法務省	司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による同法第五条第一項の第二次試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

		改正案	現行												
<table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>免除科目</td> <td>免除資格者</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>労働基準法</td> <td>（削る）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">及び労働安</td> </tr> </table>		番号	免除科目	免除資格者	一	労働基準法	（削る）	及び労働安			<p>（受験資格）</p> <p>第八条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者</p> <p>四々十（略）</p> <p>（試験科目の一部の免除）</p> <p>第十一条 別表第二の中欄に掲げる社会保険労務士試験の試験科目については、当該下欄に掲げる者に該当する者に対して、それぞれ、その申請により、その試験を免除する。</p> <p>別表第二（第十一条関係）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第八条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 司法試験第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者</p> <p>四々十（同上）</p> <p>（試験科目の一部の免除）</p> <p>第十一条（同上）</p> <p>別表第二（第十一条関係）</p>			
番号	免除科目	免除資格者													
一	労働基準法	（削る）													
及び労働安															
<table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>免除科目</td> <td>免除資格者</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>労働基準法</td> <td>1 司法試験第二次試験に合格した者で労働法</td> </tr> <tr> <td colspan="3">及び労働安</td> </tr> <tr> <td colspan="3">を選択したもの</td> </tr> </table>		番号	免除科目	免除資格者	一	労働基準法	1 司法試験第二次試験に合格した者で労働法	及び労働安			を選択したもの				
番号	免除科目	免除資格者													
一	労働基準法	1 司法試験第二次試験に合格した者で労働法													
及び労働安															
を選択したもの															

	<p style="text-align: right;">全衛生法</p> <p>1  国又は地方公共団体の公務員として労働諸法令（別表第一第一号から第二十号の十八までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法（同表第一号から第二十号の十八までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。）をいう。以下同じ。）の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者</p> <p>2  国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者</p> <p>3  厚生労働大臣が、労働基準法及び労働安全衛生法についてこの号の1及び2に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者</p>
	<p style="text-align: right;">全衛生法</p> <p>2  国又は地方公共団体の公務員として労働諸法令（別表第一第一号から第二十号の十八までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法（同表第一号から第二十号の十八までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。）をいう。以下同じ。）の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者</p> <p>3  国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者</p> <p>4  厚生労働大臣が、労働基準法及び労働安全衛生法についてこの号の1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者</p>